

活用決定報告と活用調査について

1 活用決定報告と活用調査

(1) 活用決定報告

申請者は、活用調査を行う場合のみ、技術管理課に別紙「活用決定報告」を提出します。
活用調査を行う場合とは、以下のいずれかの場合のことを言います。

①制度登録後、新潟県及び新潟市、長岡市、上越市発注工事で初めて活用される場合
(必須)

②新潟県または新潟市、長岡市、上越市発注工事において活用される場合で調査を希望する場合 (任意)

(2) 活用調査

技術管理課は、「活用決定報告」を受理したのち、申請者及び発注機関に活用調査を書面で依頼します。

申請者は、施工完了後に当該現場での活用調査を行い、「活用調査報告（様式4、5、6-1）」を作成し、技術管理課に提出してください。

(3) 施工時活用評価

技術管理課は申請者の調査結果のほか、受発注者の評価をとりまとめ、新技術評価委員会に新技術の評価を依頼します。

委員会の評価結果は、申請者に通知するとともに、様式6-1によりホームページに掲載します。

2 「活用決定報告」と「活用調査報告書（様式4, 5, 6-1）」の提出先

〒950-8570

新潟市中央区新光町 4-1

新潟県土木部技術管理課（新技術評価委員会事務局）宛

3 留意事項

- ・「活用決定報告」は、登録技術が現場で活用される前に提出してください。
- ・活用調査は、3回を限度とします。

活用決定から、発注、活用評価までの手続きフロー図

